

(目的)

第1条 子ども家庭学校委員会は、子どもの貧困や虐待、不登校やいじめなどの子どもの権利と家庭福祉の向上に貢献することを目的に設置し、併せてスクールソーシャルワークの地域での導入と展開、効果的な実践のあり方を支援する。

(名称)

第2条 この委員会を、「子ども家庭学校委員会」と呼ぶ。

(事務所)

第3条 子ども家庭学校委員会の事務所は、本会事務局内に設置する。

(組織)

第4条 子ども家庭学校委員会の運営統括の責任は、本会会長に属する。

(活動)

第5条 子ども家庭学校委員会の活動は、以下の通りとする。

- (1) 家庭や学校での子どもの権利の擁護、子どもの最善の利益の検証
- (2) 地域での子どもの見守り体制のあり方の検討と構築
- (3) スクールソーシャルワークに関する調査研究、広報啓発活動
- (4) 教育委員会及び教育事務所等へのスクールソーシャルワーカーの派遣・紹介
- (5) スクールソーシャルワーカーの養成及び現任研修会の企画運営
- (6) スクールソーシャルワーカーに対するスーパービジョン及び活動支援
- (7) その他必要と認める活動

(運営委員会)

第6条 委員は、「子ども家庭学校委員会」の企画及び運営管理を行う。

2 委員は、10名で構成し、各ブロックから1名以上を選出する。

3 運営委員会に次の役員を置き、委員の互選とする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名

4 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(報告)

第7条 運営委員会は、本会理事会に年2回以上、活動内容及び運営状況を報告するものとする。

(その他の運営の留意事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、2015年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の変更は、本会理事会の議決を経るものとする。